

【概要版】

# 調 査 報 告 書

令和3年2月8日  
野田市教育委員会

## 目次

はじめに	1
第1章 本委員会の設置と活動経過	2
1 本委員会の設置	2
2 調査の仕方	2
(1) アンケート調査	2
(2) 聞き取り調査	2
(3) 調査資料	2
3 本委員会の活動（開催経過）	3
第2章 いじめについて	
1 いじめの定義について	5
2 いじめの認定について	5
3 心身の苦痛を感じている行為	5
(1) 座席の机を離された件	5
(2) 教科書で壁を作られた件	5
(3) 「Bはいいけど、AとCは嫌」と言われた件	6
(4) 土曜授業での国語の音読の件	6
(5) プリントや落とした鉛筆を投げて渡された件	6
4 いじめの有無について	6

### 第3章 自殺との関連について

#### 1 本事案において考え得る要因

(1) 家庭について	7
(2) 学校について	7
(3) 本人の性格特性	
① Aの特性	7
② Aの心理の解釈	8
③ 遺書など(家庭学習ノートへの書き込み)について	8
2 まとめ	9

### 第4章 再発防止に関する提言

提言1 いじめのSOSを見逃さない, いじめ防止の研修	10
提言2 生徒指導の共通理解の場の設置	10
提言3 児童生徒が, いじめに向かわない態度・能力の育成	10
提言4 児童生徒の人間関係を客観的に把握する機会を設ける	11
提言5 悩みを相談できる力や相談を聴く力の育成	11
提言6 自殺予防の取組	11
おわりに	12

## はじめに

令和元年7月13日、当時野田市立小学校（以下当該小学校」という）6年生の男子児童A（以下「A」という）が、午前中の土曜授業を終え、学校から帰宅した後、自宅で自ら命を絶つという痛ましい事案（以下「本事案」という。）が発生した。

翌日、教育委員会と学校は、Aの自殺の原因及びいじめの事実を知りたいという遺族の強い思いを確認した。併せて、教育委員会としても、いじめがあったのか無かったのかを含めた自殺の全容解明及び再発防止の提言について調査・審議することが必要であると判断した。

そこで、教育委員会は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項」に掲げる「重大事態」に該当する事案が発生したことから、「野田市いじめ問題対策条例（平成30年4月）に基づき、「野田市いじめ問題対策委員会」（以下本委員会とする）を設置した。

本委員会の設置目的は、本事案に対するいじめの事実関係を調査し、いじめがあったのかどうかについて認定を行い、いじめが自殺に関連していたのかについて検討し、今後このような痛ましい事態が起こらないための再発防止策（提言）を審議することである。また、本調査は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「野田市いじめ防止基本方針」に示されている、「調査は民事・刑事上の責任追及や争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、市教育委員会及び学校がいじめの事実に向き合うことで、当該事案の全容解明、事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであること」を調査の目的としている。

本委員会は、大学教授2名、弁護士1名、精神科医1名、公認心理師1名の5名で構成された。

本委員会は、委員会の設置目的に則り、「公平」「中立」の視点で事実調査を実施することを確認した。聞き取り調査については、関係教職員13名、6学年の児童131名、遺族2名、総勢146名に及んだ。遺族の思いを大切にし、亡くなられた児童の気持ちを汲み取れるように、調査にあたった。聞き取り調査で確認できた事は、事実として受け止め、本委員会で協議した。

本報告書は、遺族が事実に向き合い、Aがなぜ亡くなったのかを知りたいと思う気持ちに応えるとともに、当該小学校関係者及び教育委員会が本事案に向き合い、二度とこのような痛ましい事案が発生しないようにするための再発防止の取り組みや当該小学校の再出発に資することを願って作成したものである。学校や教育関係者はもちろん、Aが遺した思いを受け止め、地域の再出発につながることを願っている。

## 第1章 本委員会の設置と活動経過

### 1 本委員会の設置

本委員会は、本事案の発生を受けて、野田市教育委員会により、野田市いじめ問題対策条例（平成30年4月）に基づき設置された第三者委員会である。

- 金子 英孝（聖徳大学教職大学院：教授）
- 新村 ヨシオ（江戸川病院：精神科医）
- 藤原 義恭（ときわ綜合法律事務所：弁護士）
- 武田 明典（神田外語大学：教授・臨床心理士・公認心理師）
- 小柴 孝子（立教大学人権・ハラスメント対策センター専門相談員  
：臨床心理士・公認心理師）

○は委員長 ※職名は委嘱当時のもの

### 2 調査の仕方

調査では、学校、学級においていじめがあったか否かを児童、教職員、遺族を対象としたアンケートや聞き取り調査（面談）を実施し、確認することが必要であると考えた。

調査実施においては、慎重を期し、本委員会で決めた聞き取り調査の方法や質問内容等を遺族の承諾を得て実施した。

#### (1) アンケート調査

アンケート調査の回数は、当該小学校の全教職員に1回と当該小学校の6学年児童及び保護者に1回の合計2回実施した。

#### (2) 聞き取り調査

本委員会で、聞き取り調査の対象や内容を協議し、当該小学校の6学年児童131名、当該小学校の教職員13名、遺族2名に聞き取り調査を実施した。

#### (3) 調査資料

本委員会の調査に当たっては、事務局である教育委員会を通じて、当該小学校及び教育委員会より提供された資料が、本事案の事実認定の基礎となった。

### 3 本委員会の活動（開催経過）

本委員会は全17回、委員が会しての協議や関係者への聞き取り調査を行った。本委員会の日程等は以下のとおりである。

回	日 程（時間数）	内 容
1	令和元年 7月30日	○第1回いじめ問題対策委員会 ・委員委嘱 ・委員長選出 ・諮問 ・概要説明
2	令和元年 9月30日	○第2回いじめ問題対策委員会 ・第1回野田市いじめ問題対策委員会が出された質問事項に対する報告及び協議 ・今後の調査内容と調査方法について
3	令和元年10月23日	○当該小学校6学年児童への聞き取り調査①（97名）とスクールカウンセラー（1名）
4	令和元年10月24日	○当該小学校6学年児童への聞き取り調査②（30名）
5	令和元年10月28日	○当該小学校6学年児童への聞き取り調査③（4名） ○当該小学校関係教職員への聞き取り調査 【校長，教頭，教務，担任，6年担当職員，1・2年次担任，5年次学年主任，生徒指導主任，いじめ実態調査担当，養護教諭（計12名）
6	令和元年12月 3日	○第3回いじめ問題対策委員会 ・「当該小学校6学年児童への聞き取り調査結果」に関する協議 ・「当該小学校関係教職員に対する聞き取り調査結果」に関する協議 ・「調査報告書の作成」について ・「今後の予定」について
7	令和2年 2月 4日	○遺族への聞き取り調査
8	令和2年 2月13日	○第4回いじめ問題対策委員会 ・「遺族に対する聞き取り調査結果」に関する協議 ・「本事案の心理的考察について」協議 ・「調査報告書の作成」について ・「今後の予定」について
9	令和2年 6月 2日	○第5回いじめ問題対策委員会 ・「いじめの有無について」協議 ・「調査報告書」について ・「今後の予定」について

10	令和2年 6月29日	○第6回いじめ問題対策委員会 ・「いじめの有無について」協議 ・「今後の予定」について
11	令和2年 8月 3日	○第7回いじめ問題対策委員会 ・「自殺との関連について」協議 ・「再発防止の提言について」協議
12	令和2年 9月 7日	○第8回いじめ問題対策委員会 ・「自殺との関連について」協議 ・「再発防止の提言について」協議
13	令和2年10月12日	○第9回いじめ問題対策委員会 ・「報告書(案)の確認」協議 ・「今後の予定について」協議
14	令和2年11月16日	○第10回いじめ問題対策委員会 ・「報告書(案)の最終確認」協議 ・「今後の予定について」協議
15	令和2年12月17日	○遺族への説明及び意見の聞き取り調査
16	令和2年12月25日	○第11回いじめ問題対策委員会 ・「遺族からの意見について」協議 ・「今後の予定について」協議
17	令和3年 2月 8日	○第12回いじめ問題対策委員会 ・答申

## 第2章 いじめについて

### 1 いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定められている。本委員会は「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」が定めるいじめの定義をいじめの判断基準の中心とした。

### 2 いじめの認定について

本委員会は、「心理的又は物理的な影響を与える行為」を受けていたかどうかは、当該小学校6学年在籍の児童及び関係教職員からの聞き取りにより得られた事実関係から、行為の起こったときのAや周囲の状況等を客観視し、一般的にみて、心理的・物理的な影響を受けているといえるか否かという視点で認定にあたった。また、Aが「心身の苦痛」を感じているかどうかについても、同様に、当該小学校6学年児童からの聞き取りから得た事実関係から、行為の起こったときのAや周囲の状況等を客観視し、一般的にみて、本人が心身の苦痛を感じているといえるか否かという視点で認定にあたった。

### 3 心身の苦痛を感じている行為（関係児童B, C, D）

Dが同じクラスの2人の男子児童から「Aと付き合っているんじゃないか、お似合いのカップル、ベストカップル」と言われたことやDはAから「下ネタ」などの気持ち悪いことを言われたことを機に、思春期特有の行動に見られるように悪気はないが、DはAと距離をとるようになったという背景があった。

#### （1）座席の机を離された件

AはDから机を離されていた。このことにより、AはDから拒絶されたと感じたものと推認される。こうして、Aは、学校生活の大半を占める学級生活において、Dに拒絶されていると感じた状況が続いた。このDの行為は、Aに対して「心理的な影響を与える行為」であったと考えられる。

#### （2）教科書で壁を作られた件

Aは、授業中、Dから、Aの側のDの机上に教科書を置いて立てる方法で壁をつくられていた。これは、AがDから拒絶されていると感じさせるに十分な行為で、Aは隔離されたと感じたことにより不快感を受けたものと推認



される。この行為は、「心理的な影響を与える行為」であったと考えられる。

#### (3) 「Bはいいけど、AとCは嫌」と言われた件

Aは、Dから給食の時間「Bはいいけど、AとCは嫌」と言われている。Aは、Dのこの発言により、自分が拒絶されたと感じ、不快感を受けたものと推認される。Dのこの発言は、「心理的な影響を与える行為」であったと考えられる。

#### (4) 土曜授業での国語の音読の件

Aは、国語の授業で教科書の音読を練習していた。Aが音読をつっかえてしまったことに対して、Dは「練習してないじゃん」と発言した。Dのこの発言だけではいじめにあたるとはいえないが、これまで、Aは、Dから無視されたり、拒絶されたりしている関係を考えると、Aにとって、この発言は、自己を否定されたと受け止め得るものであり、精神的なダメージが大きかったと推認される。それは、Aがこの日、下校時に「俺、なんか暴言吐かれてる」と友達に話していることや帰宅後、母親にこの話をしていることから裏付けられる。Aにとって、この発言は、相当のストレスとなったことが推測でき、Dのこの発言は、「心理的な影響を与える行為」であったと考えられる。

#### (5) プリントや落とした鉛筆を投げて渡された件

Aは、Dから、配られたプリントや落とした鉛筆を投げるようにして渡されていた。AとDとの関係から想像すると、このことにより、AはDから拒絶されたと感じ、不快な気持ちになったものと推認される。Dのこの行為は、「心理的な影響を与える行為」であったと考えられる。

### 4 いじめの有無について

Aは、上記「3 心身の苦痛を感じている行為」の(1)から(5)を受けていた。それら一つ一つの行為は、思春期である高学年の学校生活ではしばしばみられるありふれた行為ともいえる。しかしながら、些細に見える行為の累積により、Aは、相当のストレスを溜め込んでいったと推認される。それは、Aが友達に、「D死んでほしい、Dが嫌だ、Dにひと泡吹かせてやりたい」と言ったという事実から窺い知ることができる。

よって、本委員会では、Aが受けた上記「3 心身の苦痛を感じている行為」の(1)から(5)を、いじめ防止対策推進法第2条に示されている「いじめ」と認定した。

## 第3章 自殺との関連について

### 1 本事案において考え得る要因

#### (1) 家庭について

Aの家族は、良好な家族関係を築いており、Aは、両親に学校生活のことなど、よく話をしている。その他、家庭については、特段の問題は認められなかった。

#### (2) 学校について

前章で認定したいじめにより、Aは、学校生活において、心身の苦痛を感じている状況があった。そのため、前章で認定したいじめが続いた時期は、学校がAにとってプレッシャーの強い環境となっていたと認められる。また、その時期のAは、自分自身の悩みを自ら教職員には相談できず、普段と変わらない様子で生活しているように見えたため、担任をはじめとする教職員もAの抱える悩みに気づかず、結果としてAは、孤独感を抱えながら生活していたことが推察される。

学校は、Aにとってストレスを感じる環境であり、そのストレスの蓄積でAが苦しめられていたことは、理解すべきである。しかしながら、前章で認定したいじめだけが、明らかに自殺の要因であるとは判断できなかった。

その他、学校の体制として、一般的な生徒指導上の取組を実施し、全ての児童に対していじめ防止対策の環境も整えていたことは確認できたが、それが十分に機能していたとは言い難い。

#### (3) 本人の性格特性

##### ① Aの特性

今回の調査結果で得られた情報を総合すると、Aの性格特性を以下のよう  
に捉えることができた。

Aは、規律を守り、良いことに積極的に取り込むことができ、他人への思いやりがある児童で、発育過程で手がかからない児童であった。

またAは、人の役に立つ人物像を自己に求め、将来は警察官になりたいという希望を持っていた。このように道徳心や正義感に基づく職業選択をしていたことから、真面目・繊細・理知的な人柄であると客観的にも推考できる。

Aは、発育過程で、家庭内や学校、友人関係など、身近に起こる様々な事象に対して、善悪を判断し、論理的思考で解決することを身につけていったと推考した。それによりAは、自己に道徳感や正義感が植え付けられ、性格に合った理想的人物像を描いて、自己実現に向けて努力していたと考えられ

る。Aは、いわゆる対他配慮もできて、明朗に模範的な行動をすることを是とし、過剰適応していたとも言える。

## ② Aの心理の解釈

一般的に、自身の行動や言動が、周囲にどのような波紋を投げかけるかを予見出来ない児童がいる中で、心に傷を負わないで適応していくのは難しい。

前章で認定したいじめの行為が、Aに相当なストレスを与えていたことは推測できた。その状況の中で、Aには、相当な精神的負担がかかっていたこと、また、発達段階的にみて、自己を客観視できずにいたということが推察できる。そのため、Aは、親や姉弟、そして友人に相談すべき事項なのかどうかを区別することが出来ず、自分一人でもがいていたことは容易に想像できる。

Aは、自身の心境を表現することが得意ではなく、深刻味のある会話もできなかつた。そのため、周囲の者には、Aの心境の重大さが伝わらなかつたと考えられる。また、周囲の者の認識度や解決能力あるいは会話した時期や頻度、そして内容によっても伝わり方に差異が生じ、Aと周囲との意思疎通には限界があつたものと判断した。Aが、どの時点で自殺を決意したのかは、今回の調査からは結論付けられる情報は得られなかつた。

本人の年齢やこれまでの学校生活、また自殺決行前までの本人像や人格・言動の変化を検討したが、病的症状に繋がる情報もないため精神疾患によるものではないと判断できる。

また、自殺に使う道具についての情報があつたことや、5年次に自殺したいと言っていたことについての情報があつたことから考えると、死を身近に考えていたと推測できる。

## ③ 遺書など（家庭学習ノートへの書き込み）について

家庭学習ノートに、Aの心情を短い言葉で表した物が、自殺後、Aのランドセルの中から発見された。このノートは、文部科学省の「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づいて、「遺書など」として扱う。この家庭学習ノートへの書き込みは、Aが、ある時期に精神的に極めて追い詰められていた状況下で書かれた可能性がある。しかしながら、いつ書いたものなのか、誰に対して書いたものなのか等の詳細については、認定できるだけの資料は認められなかつた。

## 2 まとめ

本委員会で認定したいじめの行為（第3章で認定したいじめ防止対策推進法第2条に示されている「いじめ」の行為）は、思春期である高学年の学校生活ではしばしば見られるありふれた行為であり、前章で認定したいじめが、自殺の主たる要因とは判断出来なかった。本委員会では、外的要因（本委員会で認定したいじめ）は情動不安定を引き起こすストレスとなり得るにしても、Aが自分自身を追い込んでいったのは、Aの人柄からくる個人の主観的な世界観（自己の将来像、価値観、人生観、主義、信条など）、内的枠組の適応（秩序、規律、正義感など）、自己の肯定的な受容（長所、短所、自己の存在意義など）、自尊感情の持続、日常の充実感などが自身と環境との関係性のなかで混沌としていたためだと推察した。また、前記第3章1（3）②の最後の段落に記載した事情も考慮すべきである。

そしてAは、論理的思考を十分に働かせたが、理想と現実の間で、理想的社交の自己実現には困難を感じており、諦めや絶望感で自身の力の限界を覚え、万策尽きて、衝動的に自殺を選択してしまったと推察した。

## 第4章 再発防止に関する提言

### 提言1 いじめのSOSを見逃さない、いじめ防止の研修

教育委員会は、各小・中学校が、いじめ問題等の生徒指導において、児童生徒の小さな変化が、SOSとなり得ることを理解し、SOSを拾い上げることができ、教職員の資質・能力を高める研修を実施することを提言する。

研修では、いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義を共通理解すること、また、その上で児童生徒が出す小さなSOSのサインを見逃さないための行動観察のポイントを丁寧に取りあげていく必要がある。

### 提言2 生徒指導の共通理解の場の設置

各小・中学校は、教職員がいじめ問題等の生徒指導に特化した情報を共有する場を、学年間で定期的に設け、尚且つ、子供に関わる全ての教職員で、支援、指導の方向性を共有できる組織的な指導体制をとることを提言する。

学校は、教職員が抱える生徒指導の悩みを汲み取り、その悩みを組織として共通理解することが大切である。一人一人の教諭が持つ資質・能力には年齢や経験により違いがあり、得意とする指導や苦手とする指導があることも踏まえ、教職員が互いに支え合い、協力できる組織的な指導体制の構築を望む。

また、いじめ問題等の生徒指導の会議や学年会での生徒指導の内容は、記録を残し、学校内で情報の共有や活用を望む。

### 提言3 児童生徒が、いじめに向かわない態度・能力の育成

教育委員会に対しては、各小・中学校の児童生徒に、いじめの問題を自分のこととして考え、学ぶ機会を設け、一人一人がいじめに向かわない態度・能力を育成する取り組みを充実させることを提言する。

教育委員会として、「いじめ防止の授業」を実施することを望む。教育委員会は、児童生徒に、法律による「いじめの定義」について学ぶ機会を設け、やられたからやり返した、思ったことを口にした、悪ふざけでやっただけ等の言い分も、相手の人格を傷つける行為は、いじめにあたることを発達段階に応じた個々の心に響くように指導していく必要がある。

また、学校は、いじめを撲滅するために、児童生徒が抱えるストレスの対処の仕方や他者との好ましいコミュニケーションの取り方について学ぶ機会を設け、個々のストレスのはけ口が、いじめ行為という間違った方向に行くことがないように指導していくことを望む。特に、小学校高学年は、思春期特有の自我が芽生え、交流関係も広がる時期であることを考慮し、互いに自他を尊重し、認め合える人間関係の醸成に努めることが望まれる。

#### **提言4 児童生徒の人間関係を客観的に把握する機会を設ける**

学校に対して、児童生徒の学校生活がわかるアンケートやストレスマネジメント等を実施し、SOSを出すことが苦手な子や自己表現が得意ではない子の心の悩みなど、個々が抱える悩みや学級での状況を客観視し、そのデータから支援につなげることを望む。

#### **提言5 悩みを相談できる力や相談を聴く力の育成**

学校に対しては、児童生徒に対して、SOSの出し方教育の継続的な指導を行うと共に、相手に寄り添って話を聴くことの大切さを教職員はもとより、児童生徒、地域や保護者へ啓発活動することを提言する。

教職員は、児童生徒と信頼関係を構築し、児童生徒に、SOSを出すことの大切さを根気強く教えていくことを望む。悩みや苦しみを抱えている本人が、一人で悩みを抱えずにすむように、近くの大人や友人に相談できる力の育成が必要である。

また、学校は、地域や保護者に対しても、児童生徒の発達段階におけるコミュニケーションの取り方について等、学校便りやホームページ、家庭教育についての講座を開催するなど地域や保護者に啓発していくことが必要である。何より、児童生徒にとって近い存在である教職員は、児童生徒が相談しやすいと思えるような信頼できる人間関係の構築に努めることを望む。そして校内の教育相談体制の充実に向け、担任教諭以外の教職員が面談する機会を設けることや定期的に教育相談期間を設けるなどの見直しを望む。

教育委員会に対しては、各小・中学校に、養護教諭やスクールカウンセラーを含めた、教育相談体制や活用を見直し、スクールカウンセラーの増配置を県教育委員会に働きかけるなど、教育相談体制を充実させることや悩みを抱えた児童生徒やその保護者に対して、市の教育相談機関を積極的に活用できるように支援することを望む。

#### **提言6 自殺予防の取組**

学校は、自殺予防の相談体制を整え、自殺予防の取組について研修することを提言する。自殺のリスクを考えた対応が出来るように、教職員に文部科学省のリーフレット（教師が知っておきたい子どもの自殺予防：2009年）などを活用した自殺予防の研修を実施する必要がある。

また、いじめを発見したら、いじめられた児童生徒の状況を組織で判断し、養護教諭やスクールカウンセラー、教育委員会と連携し、いじめられた児童生徒の支援を最優先に考えた対応を望む。また児童生徒が、自殺をほのめかす言動をしたことが確認されたならば、ただちに学校と保護者、教育委員会が連携し、心のケアを丁寧に行うことを望む。

## おわりに

本事案では、SOSを出すことが苦手な子やおとなしくて真面目な子への支援の在り方が大きな問題となった。

教職員は、目立つ児童に対する支援や指導を、積極的に行いがちで、おとなしく、聞き分けのいい、いわゆる普通に見える子供に対しては、関心が薄くなり、関わりが希薄になっていたのではないだろうか。子供の様子を見取るときに、「この子は我慢できる」「この子は何も言わないから大丈夫」「この子の様子に変わったところはない」などと、その教職員の価値判断の中だけで決めつけていることはないだろうか。多くの職員で、一人一人の子供に目を向け、子供の様子や子供の特性について話し合い、その子供の様子を見取るときの価値判断の材料は多角的でなければならない。

教職員は、目の前の児童生徒と信頼関係を築き、夢や希望を語り、悩みや苦しみを相談できる身近な大人としての存在であってほしいと強く願う。苦しんでいる子供に気がつき支援ができる学校、間違ったことを正しい方向に導くことができる学校であってほしい。Aの周囲で起こったことは、どの学校でも起こり得ることで、決して特別な事ではない。

しかしながら、学校だけで、在籍する子供一人一人の特性や悩みを全て把握し、適切な判断、支援、指導が100%できるかと言われれば、それは難しい。

だからこそ、学校、地域、保護者、友人など本人を取り巻く全ての環境で、苦しんでいる人の存在に気がついた時に、周囲に声を上げていかなければならない。周りにいる人が苦しんでいる子を気にかけて支えていくこと、学校や保護者に相談して多くの大人が関わっていくことが重要となる。それが苦しみ悩んでいる子供を救うことにつながるのである。

教育委員会をはじめ、市内小中学校は、本事案を振り返り、検証や再発防止に積極的に取り組んでもらいたい。教育委員会や教職員間、あるいは地域の保護者、有識者らを交えた意見交換や協議の場を設けること、提言内容を実行し、児童生徒にとっても教職員にとっても、より良い学校を築くために奮起していくことを願う。